

役職員の慶弔の扱いについて

平成23年7月14日 制定
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構
事務局長

就業規則第42条の規定により役職員の慶弔の扱いについて、次のとおり定める。

(趣 旨)

第1条 技術研究組合 NMEMS 技術研究機構に在職する役職員（以下「役職員」という。）又はその家族等に対する慶弔の表明はこの扱いの定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 慶弔の表明は、次の各号に掲げる者の慶弔に対して行うものとする。

- 1 役職員
- 2 役職員の配偶者又は父母（姻族を除く。以下と同じ。）及び子弟
- 3 前2号に掲げる場合の他理事長が特に必要と認める者

(慶弔の区分)

第3条 慶弔の区分は、次に掲げるものとする。

- 1 理事長名祝（弔）電
- 2 専務理事名祝（弔）電
- 3 祝（弔）電に関しては、連名又は重複も可能とする。

(その他)

第4条 本扱いは対象役職員又は直近上位の者が、速やかに本部へ慶弔の必要な旨を通知し手続を開始するものとし、最終的な判断は事務局長の判断による。また、支払は、対象役職員が辞退した場合を除き電報発出・支出を行うものとし、前及び元役職員並びに各委員会委員については、事情を勘案の上、事務局長の判断において前3条を適用することができるものとする。

附 則

1. この扱いは、平成23年7月14日より適用する。